

## 正 誤

埼玉県人事委員会規則七一一一二一（令和七年十二月二十三日第六百八十号）中

訂正

ページ 行

三 前から七、八及び九

誤

「法第二十二条の四」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四」に改め、

正

「法第二十二条の四第一項若しくは」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項若しくは」に改め、